

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28-投法12-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年10月21日
【発行者名】 ケネディクス商業リート投資法人
【代表者の役職氏名】 執行役員 浅野 晃弘
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町6番5号
【事務連絡者氏名】 ケネディクス不動産投資顧問株式会社
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
【電話番号】 03-5623-3868
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 ケネディクス商業リート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【今回の募集金額】 第1回無担保投資法人債（5年債） 10億円
第2回無担保投資法人債（10年債） 10億円
計 20億円

【発行登録書の内容】

- (1) 【提出日】 平成28年9月29日
(2) 【効力発生日】 平成28年10月7日
(3) 【有効期限】 平成30年10月6日
(4) 【発行登録番号】 28-投法12
(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 100,000百万円
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) -円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

1【新規発行投資法人債券（5年債）】

(1)【銘柄】

ケネディクス商業リート投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「本投資法人債」といいます。）

(2)【投資法人債券の形態等】

①本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「振替法」といいます。）第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）はケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

②信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からAの信用格付を平成28年10月21日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) 【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、本投資法人債に係る振替投資法人債の総額は金10億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

金1億円

(5) 【発行価額の総額】

金10億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.200パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

①本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「償還期日」といいます。）までこれをつけ、平成29年4月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月末日及び10月末日の2回並びに償還期日に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。

②利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。かかる繰上により利息の減額はなされません。

③償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

④本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

①本投資法人債の元金は、平成33年10月29日にその総額を償還します。

②本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

③本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(18)振替機関に関する事項」記載の振替機関の業務規程その他規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

④本投資法人債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成28年10月21日

(13) 【申込取扱場所】

別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(16)引受け等の概要」記載の各引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成28年10月31日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受けを行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金40銭とします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
計	—	1,000	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成26年10月30日

登録番号 関東財務局長第97号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額1,000百万円及び別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）」記載のケネディクス商業リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金額1,000百万円の合計額から発行諸費用の概算額19百万円を控除した差引手取概算額1,980百万円は、1,380百万円を本投資法人が平成28年11月1日に取得する特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含み、以下「投信法」といいます。）第2条第1項における意味を有します。）であるケーズデンキ新守山店（底地）の取得資金及び付随費用に、600百万円を平成28年10月3日に借入れを行った借入金の一部期限前弁済資金に、それぞれ充当します。

(21) 【その他】

1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 本投資法人は、三井住友信託銀行株式会社を財務代理人（発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、本投資法人債の事務を委託します。
- (2) 財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、本投資法人は別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 6. 公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。
- (4) 合併等により財務代理人の名称又は住所が変更される場合には、本投資法人はその新たな名称又は住所を別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 6. 公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。
- (5) 本投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、振替法第115条で準用する第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。

2. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投信法第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行する第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含み、以下「担保付社債信託法」といいます。）に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2) 前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、当該請求を行った本投資法人債権者が保有する本投資法人債について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由の全てが補正又は治癒された場合は、この限りではありません。

① 本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(9)償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

② 本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(8)利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

③ 本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 4.財務上の特約 (1)担保提供制限」の規定に違背したとき。

④ 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤ 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務（当該保証債務の履行が、当該保証債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その保証債務の履行の引当てが保証人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された保証債務を除きます。）について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務及び当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

(2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。

① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。

② 本投資法人が破産手続、民事再生手続若しくはその他適用ある倒産手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- ③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
- ④ 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかつたとき。
- (3) 本項第1号又は第2号の規定により本投資法人債について期限の利益を喪失した場合には、本投資法人はただちにその旨を公告します。
- (4) 本項第1号又は第2号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から期限の利益喪失日まで別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(7)利率」所定の利率による経過利息を付するものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかつた場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、償還期日又は期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。なお、本項第1号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債の元利金は、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(9)償還期限及び償還の方法③」の買入消却の手續に準じて支払われるものとします。

6. 公告の方法

- (1) 本投資法人債に関して本投資法人債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙に掲載します。
- (2) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の新聞紙によりこれを行います。

7. 投資法人債権者集会

- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第681条第1号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「1 新規発行投資法人債券（5年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。
- (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額はこれに算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手續を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

8. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 投資法人債要項の変更

- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人 (1)」、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 10. 一般事務受託者」、別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 11. 資産運用会社」及び別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 12. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとします。

10. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

SMB C日興証券株式会社

野村証券株式会社

大和証券株式会社

② 別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(21)その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

三井住友信託銀行株式会社

なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(18)振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

③ 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

三井住友信託銀行株式会社

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

みずほ信託銀行株式会社

11. 資産運用会社

ケネディクス不動産投資顧問株式会社

12. 資産保管会社

みずほ信託銀行株式会社

13. 申込等

別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）(16)引受け等の概要」記載の各引受人は、募集に際して、発行価格と同額の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

2【新規発行投資法人債券（10年債）】

(1)【銘柄】

ケネディクス商業リート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債」といいます。）

(2)【投資法人債券の形態等】

①本投資法人債は、その全部について振替法第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

②信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人はJCRからAの信用格付を平成28年10月21日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) 【**券面総額**】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、本投資法人債に係る振替投資法人債の総額は金10億円です。

(4) 【**各投資法人債の金額**】

金1億円

(5) 【**発行価額の総額**】

金10億円

(6) 【**発行価格**】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【**利率**】

年0.600パーセント

(8) 【**利払日及び利息支払の方法**】

①本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「償還期日」といいます。）までこれをつけ、平成29年4月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月末日及び10月末日の2回並びに償還期日に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。

②利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。かかる繰上により利息の減額はなされません。

③償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（7）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

④本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（7）利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【**償還期限及び償還の方法**】

①本投資法人債の元金は、平成38年10月30日にその総額を償還します。

②本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

③本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関の業務規程その他規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

④本投資法人債の償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成28年10月21日

(13) 【申込取扱場所】

別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）（16）引受け等の概要」記載の各引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成28年10月31日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受けを行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金45銭とします。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
計	—	1,000	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成26年10月30日

登録番号 関東財務局長第97号

(20) 【手取金の使途】

別記「1 新規発行投資法人債券（5年債）（20）手取金の使途」記載のとおりです。

(21) 【その他】

1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1) 本投資法人は、三井住友信託銀行株式会社を財務代理人（発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、本投資法人債の事務を委託します。

(2) 財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

- (3) 財務代理人を変更する場合には、本投資法人は別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 6. 公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。
 - (4) 合併等により財務代理人の名称又は住所が変更される場合には、本投資法人はその新たな名称又は住所を別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 6. 公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。
 - (5) 本投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、振替法第115条で準用する第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。
2. 投資法人債管理者の不設置
本投資法人債は、投信法第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。
 3. 担保及び保証の有無
本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。
 4. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行する第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。
 - (2) 前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。
 5. 期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、当該請求を行った本投資法人債権者が保有する本投資法人債について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由の全てが補正又は治癒された場合は、この限りではありません。
 - ① 本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(9)償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - ② 本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(8)利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - ③ 本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 4.財務上の特約 (1)担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - ④ 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元金金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ⑤ 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務（当該保証債務の履行が、当該保証債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その保証債務の履行の引当てが保証人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された保証債務を除きます。）について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務及び当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

- (2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。
- ① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。
 - ② 本投資法人が破産手続、民事再生手続若しくはその他適用ある倒産手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - ④ 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかつたとき。
- (3) 本項第1号又は第2号の規定により本投資法人債について期限の利益を喪失した場合には、本投資法人はただちにその旨を公告します。
- (4) 本項第1号又は第2号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から期限の利益喪失日まで別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(7)利率」所定の利率による経過利息を付するものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかつた場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、償還期日又は期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。なお、本項第1号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債の元利金は、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(9)償還期限及び償還の方法③」の買入消却の手續に準じて支払われるものとします。
6. 公告の方法
- (1) 本投資法人債に関して本投資法人債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙に掲載します。
 - (2) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の新聞紙によりこれを行います。
7. 投資法人債権者集会
- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「2 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。
 - (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
 - (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額はこれに算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手續を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
8. 投資法人債要項の公示
- 本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 投資法人債要項の変更

- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 10. 一般事務受託者」、別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 11. 資産運用会社」及び別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 12. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとし、

10. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

- ① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

SMB C日興証券株式会社

野村証券株式会社

大和証券株式会社

- ② 別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(21)その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

三井住友信託銀行株式会社

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(18)振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

- ③ 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

三井住友信託銀行株式会社

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

みずほ信託銀行株式会社

11. 資産運用会社

ケネディクス不動産投資顧問株式会社

12. 資産保管会社

みずほ信託銀行株式会社

13. 申込等

別記「2 新規発行投資法人債券（10年債）(16)引受け等の概要」記載の各引受人は、募集に際して、発行価格と同額の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第2期（自平成27年10月1日 至平成28年3月31日） 平成28年6月29日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成28年6月29日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成28年10月21日）現在までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。なお、参照有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

1. 伊藤忠商事株式会社とのサポート契約締結

本投資法人及びケネディクス不動産投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、平成28年8月10日付で、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）との間でサポート契約（以下、本1.において「本サポート契約」といいます。）を締結しました。

(1) 本サポート契約の概要

本サポート契約の概要は、以下のとおりです。

サポートの内容	<p>i. 優先的物件情報の提供及び優先交渉権の付与について</p> <p>(i) 伊藤忠商事は、伊藤忠商事及びケネディクス株式会社（以下「KDX」といいます。）間の平成28年8月10日付「商業施設開発事業等に関する協定書」に従い組成される商業施設開発型ファンド（以下「開発ファンド」といいます。）が、自ら保有し、かつ本サポート契約所定の投資方針に合致する不動産、不動産信託受益権、不動産対応証券又は不動産を裏付けとする匿名組合出資持分等（開発段階の不動産に係るものを含むものとします。以下、本(1)において総称して「適格不動産等」といいます。）を売却しようとする場合には、開発ファンドが本投資法人及び本資産運用会社に対し、売却希望条件その他当該適格不動産等に関する情報（以下「本売却情報」といいます。）を第三者に優先して提供することに異議を述べません。</p> <p>(ii) 伊藤忠商事は、開発ファンドが本投資法人又は本資産運用会社に本売却情報を提供した場合、当該情報提供日から、本投資法人又は本資産運用会社が当該適格不動産等について、経済条件が合致しない等の理由で取得を見送る旨の通知を開発ファンドのアセット・マネジメント業務を受託するKDXが受領する日又は当該情報提供日から30日が経過する日のうち、いずれか早い日までの間、当該適格不動産等の売却に関する情報を開発ファンドが第三者に提供しないことに異議を述べません。</p> <p>(iii) 上記(i)及び(ii)は、開発ファンドが行政機関の要請（土地収用等を含みます。）に基づいて適格不動産等を売却する場合、当該適格不動産等について、開発ファンドと第三者間の本サポート契約締結前に合意した別段の合意により予め優先交渉先が決められている場合等、本サポート契約に定める一定の場合には適用しません。</p> <p>ii. その他の物件情報の提供等</p> <p>(i) 伊藤忠商事は、適格不動産等であり、かつ、伊藤忠商事、その子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される意味をいいます。以下、伊藤忠商事、その子会社及び関連会社を総称して「ITCグループ」といいます。）が関与しているもの（保有しているもの、入居しているもの及び管理業務を受託しているものを含みます。）の売却が検討されていることを伊藤忠商事の建設・物流部門が知り得た場合において、当該適格不動産等に関する情報を提供することが可能なときは、本投資法人及び本資産運用会</p>
---------	---

	<p>社に対し、当該適格不動産等に関する情報を提供するよう努めます。</p> <p>(ii) 上記(i)に基づく情報提供により、当該適格不動産等の本投資法人への売却が行われるときは、伊藤忠商事は、当該適格不動産等の本投資法人への引渡しが行われるための支援、その他の支援を行うよう努めます。</p> <p>(iii) 上記(i)に基づく情報提供により、当該適格不動産等の本投資法人への売却が行われる場合で、媒介業務の提供を本資産運用会社から依頼されたときは、伊藤忠商事は、かかる依頼を誠実に検討します。</p> <p>iii. プロパティマネジメント業務等の提供</p> <p>(i) 伊藤忠商事は、本投資法人が保有する不動産又は取得を検討している不動産に関し、プロパティマネジメント業務の提供を本資産運用会社から依頼された場合には、かかる依頼を誠実に検討します。</p> <p>(ii) 伊藤忠商事は、上記(i)に定める依頼を了承した場合、本資産運用会社と協議し、別途締結するプロパティマネジメント業務委託契約に基づき、ITCグループに属する伊藤忠商事以外の法人をして、本投資法人及び本資産運用会社に対して、プロパティマネジメント業務の提供その他の必要な支援を行わせませす。</p> <p>iv. リーシング業務の提供</p> <p>(i) 伊藤忠商事は、本投資法人が保有する不動産又は取得を検討している不動産に関し、リーシング業務の提供を本資産運用会社から依頼された場合には、かかる依頼を誠実に検討します。</p> <p>(ii) 伊藤忠商事は、上記(i)に定める依頼を了承した場合、本資産運用会社と協議し、別途締結する媒介契約その他リーシング業務の委託を内容とした契約に基づき、ITCグループに属する伊藤忠商事以外の法人をして、本投資法人及び本資産運用会社に対して、リーシング業務の提供その他の必要な支援を行わせませす。</p>
期間	本サポート契約締結の日から平成30年3月末までとします。
更新	有効期間満了の1か月前までに本サポート契約当事者が協議のうえ合意した場合には、本サポート契約当事者は、本サポート契約の有効期間を、合意した期間、延長することができるものとします。
解約	本サポート契約当事者は、他の当事者に対し、解約を希望する日の6か月前までに書面により申し出ることにより、本サポート契約の有効期間中であっても本サポート契約を中途解約できるものとします。
変更等	本サポート契約の規定は、本サポート契約当事者全員の書面による合意によってのみ、変更又は修正することができます。ただし、本投資法人の規約の変更等に伴い本サポート契約所定の投資方針に変更が生じた場合には、本投資法人及び本資産運用会社は、書面により伊藤忠商事に遅滞なく通知します。かかる通知があった場合、本サポート契約所定の投資方針は、当該通知された内容に従い、当然に変更されたものとみなされます。

(2) 伊藤忠商事の概況

a. 名称、資本金の額及び事業の内容

名称	資本金の額 (注) (平成28年6月末日現在)	事業の内容
伊藤忠商事株式会社	253,448百万円	繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、生活資材、情報、保険、物流、建設・不動産、金融の各分野における国内事業、輸出入・三国間取引、国内外における事業投資等

(注) 「資本金の額」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

b. 本発行登録追補書類提出日現在、本投資法人と伊藤忠商事の間には資本関係はありません。

2. 日本商業開発株式会社とのサポート契約の一部変更

本投資法人及び本資産運用会社は、平成28年8月10日付で、日本商業開発株式会社（以下「日本商業開発」といいます。）との間で締結している平成26年11月17日付サポート契約（以下、本2.において「本サポート契約」といいます。）におけるサポート業務を一部変更しました。本サポート契約の変更内容の概要は、以下のとおりです。

(1) 優先的底地物件情報の提供及び優先交渉権の付与からの除外

優先的底地物件情報の提供及び優先交渉権の付与に関し、本投資法人及び本資産運用会社の定める投資方針に合致する底地物件（注）の売却検討先が地主プライベートリート投資法人又は同投資法人が一定期間後に取得することを前提として、同投資法人のためにブリッジ機能を提供する者（ブリッジファンド等を含みます。）（以下、併せて「他ファンド」といいます。）である場合には、他ファンドが当該底地物件を取得しないことを決定した場合等他ファンドが当該底地物件を取得する見込がないと日本商業開発が判断した場合に、日本商業開発は、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該底地物件に関する情報提供をすれば足りることになります。

（注）日本商業開発が展開する土地のみに投資を行い、テナントとの事業用定期借地権設定契約に基づき、長期に安定したキャッシュ・フロー（借地料）を受け取るビジネスモデルにより供給される底地物件をいいます。

(2) サポートの内容のうち、以下の業務の取りやめ

- a. プロパティマネジメント業務等の提供
- b. 関連商標の無償提供（ただし、既に作成又は開示した開示資料等における登録商標の利用については無償とされています。）

3. 資産の取得

本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以降、本発行登録追補書類提出日現在までの間に、以下の資産の取得に係る売買契約の締結を行いました。

物件名称	ケーズデンキ新守山店（底地）
特定資産の種類	不動産信託受益権
取得先	日本商業開発株式会社
取得予定価格（注）	1,370百万円
売買契約締結日	平成28年10月17日
取得予定日	平成28年11月1日

（注）「取得予定価格」には、取得予定資産に係る信託受益権売買契約に記載された信託受益権の売買代金額（取得経費、固定資産税・都市計画税の精算額及び消費税等を含まず、百万円未満を切り捨てています。）を記載しています。

また、本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以降、本発行登録追補書類提出日現在までの間に、以下の資産の取得を決定しました。

資産名称	JRP8合同会社 匿名組合出資持分
特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権を運用資産とする匿名組合出資持分（注）
出資予定価格	100百万円
契約締結予定日	平成28年10月28日
出資予定日	平成28年10月31日

（注） JRP8合同会社を営業者とする匿名組合出資持分です。

4. 資金の借入れ

本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以降、本発行登録追補書類提出日現在までの間に、以下の借入れを実施しました。

短期借入金（シリーズ8）

借入先	株式会社三井住友銀行
借入金額	4,500百万円
利率	全銀協1か月日本円TIBOR（注1）+0.4500%（変動金利）
借入日	平成28年10月3日
借入方法	上記借入先との間で平成28年9月29日に個別貸付契約を締結
元本返済期日	平成29年10月3日
元本返済方法	元本返済期日に一括返済
利払期日	借入日以降、元本返済期日までの毎月末及び元本返済期日（注2）
担保	無担保・無保証

（注1）全銀協の日本円TIBORについては、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ（<http://www.jbatibor.or.jp/>）でご確認いただけます。

（注2）当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。

5. 商業リート本部運用ガイドラインの変更

参照有価証券報告書提出後、本資産運用会社は、平成28年9月29日付で商業リート本部運用ガイドラインを一部変更し、これに伴い、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 ⑦ ポートフォリオの構築方針及び優先交渉権等の活用によるパイプラインの確保（ル）売却方針」に記載の本投資法人の投資方針は、以下のとおり一部変更されました（下線部は変更箇所を示します。）。

（ル）売却方針

保有する投資物件の売却を行う場合は、当該投資物件の現状における収益性並びにマーケット動向を踏まえた将来的な収益見通し及び資産価値の増減等を総合的に勘案し、ポートフォリオにおける当該投資物件の存在意義を判断して決定します。

投資物件の売却に当たっては、より高い価格での売却が実現できるよう、競争入札方式の導入、有力不動産仲介業者の活用等の方策を採用することを基本として、その他の諸条件も考慮しつつ、より有利な売却先への売却を検討しますが、本投資法人のポートフォリオの構築上、本投資法人の中長期的な戦略から見て適切であると判断される場合には、上記方策によらず、交換取引又は相互売買取引等の方策も検討します。また、購入検討先の属性や購入資金調達状況、購入目的等の調査を行い、不測のトラブルの回避を図ります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ケネディクス商業リート投資法人 本店
（東京都中央区日本橋兜町6番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）